

## 退職後の年金関係 Q & A

本資料は、**令和5年12月時点**の法令等に基づき作成したものです。

今後の法令等の改正によって、変更が生じることがありますのでご了承ください。

### 1 退職の手続きに関すること

Q 1 「年金手帳」がなく、退職届書に記入する基礎年金番号がわかりません。

A 1 基礎年金番号は、「年金手帳」のほかに、毎年誕生月に公立学校共済組合から送付される「ねんきん定期便」にも記載されていますのでご確認ください。

「年金手帳」は、国民年金・厚生年金保険に加入したことがある方に、日本年金機構（旧社会保険庁）から交付されているものですが、国民年金・厚生年金保険に加入したことがなく、公務員等の共済組合のみに加入していた場合には交付されていません。

共済組合のみに加入していた方で、平成9年1月1日現在在職していた組合員には、所属所を通じて「基礎年金番号通知書」が交付されています。

Q 2 改姓した日を覚えていないので、退職届書の「改姓年月日」に記入できません。

A 2 「旧姓」及び「改姓年月日」の欄は任意の記入欄ですので、不明な場合は空欄で結構です。

Q 3 退職後に転居予定ですが、退職届書の住所と電話番号はどう記入すればよいでしょうか。

A 3 退職後、概ね6か月以内に転居することが決まっており、転居先の住所及び電話番号が分かっている場合は、新しい住所等を記入してください。また、公立学校共済組合本部から送付する郵便物が確実に届くよう、転居時には必ず郵便局で転送手続きを行ってください。

退職届書を提出すると、年金を受給開始するまでの間「年金待機者」として登録されます。年金待機者として登録後の住所変更については、「年金待機者異動報告書」を公立学校共済組合本部（〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 2-9-5）へ郵送してください。

「年金待機者異動報告書」の様式は、退職届書の様式と併せてお送りしているほか、公立学校共済組合茨城支部のホームページにも掲載しています。

Q 4 令和5年度末に退職し、任意継続組合員になる予定です。扶養している配偶者（60歳未満）が、被扶養者（任意継続組合員被扶養者）として認定される見込みですが、年金制度への加入について教えてください。

A 4 任意継続組合員の制度は、短期給付（健康保険）のみの継続組合員の扱いになり、年金制度には加入しません。

現行の年金制度では、20歳以上60歳未満の方は国民年金に加入する必要がありますので、60歳未満の任意継続組合員（本人）及び60歳未満の被扶養配偶者（任意継続組合員の被扶養者）の方は、国民年金第1号被保険者として年金制度に加入しなければなりません。

お住まいの市町村役場の国民年金担当課で手続きをしてください。

Q 5 「年金待機者登録通知書」が届きましたが、これは何ですか。

A 5 退職時に提出していただいた退職届書により、共済組合において、将来の年金支給に備えた登録処理が完了したことをお知らせするものです。

なお、退職後、フルタイム任期付職員等で勤務し、引き続き公立学校共済組合の厚生年金制度に加入する場合は、退職届書の提出は不要であり、「年金待機者登録通知書」の送付はありません。

## 2 年金の請求手続きに関すること

Q 6 65歳になると自動的に年金の支給が始まるのですか。

A 6 年金を受給するためには、**ご自身で年金請求の手続きをする**必要があります。

65歳の誕生日の2～3か月前に、請求書類がご自宅へ郵送されますので、手続きを行ってください。

なお、年金請求の権利は、**時効により5年で消滅**しますので、ご注意願います。

Q 7 退職後、再就職して働いていますが、年金支給開始年齢に到達しました。老齢厚生年金の手続きをする必要はありますか。

A 7 在職中であっても、老齢厚生年金の手続きは必要です。

65歳の誕生日の2～3か月前に、請求書類がご自宅へ郵送されますので手続きを行ってください。

また、再就職先で厚生年金制度に加入している場合、年金を請求・決定されても、年金月額と賃金の合計額によっては、年金の一部または全額が支給停止となる場合があります(Q & A 15・16 参照)。

Q 8 教職員になる前(公立学校共済組合加入前)に、民間企業に勤めていました。年金の請求手続きはどうすればいいですか。

A 8 65歳の誕生日の2～3か月前に、請求書類がご自宅へ郵送されますので、手続きを行ってください。

ただし、生年月日が昭和41年4月1日までの女性で、民間企業等に勤務し、第1号厚生年金(民間企業の厚生年金)の加入期間が1年以上ある方については、第1号厚生年金の受給権発生年齢が65歳より前になります。

第1号厚生年金の受給権発生年齢は生年月日によって異なりますので、詳しくは日本年金機構(年金事務所)へお問い合わせください。

該当する方については、第1号厚生年金の受給権発生年齢となる誕生日の前に、日本年金機構から請求書類が郵送されますので、先にその分を請求し、65歳のときに、第3号厚生年金(地方公務員の厚生年金)を共済組合へ請求することになります。

### 3 年金の支給に関すること

Q 9 老齢厚生年金の決定請求書等を提出した後、最初の年金はいつ支給されますか。

A 9 老齢厚生年金の決定請求書等を提出していただくと、共済組合の本部（東京都）において、順次事務処理を行います。

書類に不備等がなければ、**受理した日からおよそ4～5か月（在職中の場合は5～6か月）後に**、老齢厚生年金の決定通知書がご自宅に郵送され、最初の年金が支給されます。

Q 10 8月15日に口座に年金が入金されましたが、何月の分の年金ですか。

A 10 年金の定期支給日は**偶数月の15日**（当日が土日祝日の場合は、その前の平日）で、**前2か月分が支給**されますので、本件の場合は6月と7月の分となります。

Q 11 年金額の改定があったときは、通知がありますか。

A 11 法令改正による年金額の改定があったときは、原則として6月に、「年金額改定通知書」がご自宅に郵送されます。

その他、受給者の個別の事情により改定があったときは、その都度、通知があります。

Q 12 年金から天引きされる税は何ですか。

A 12 老齢年金は所得税法の規定で「雑所得」に該当し、年金支給の際に所得税の源泉徴収が行われます（ただし、障害年金及び遺族年金は非課税です）。

また、お住まいの市町村と年金額によっては、介護保険料、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療制度の保険料、住民税（特別徴収）等が天引きされます。

Q 13 年金受給中ですが、転居により住所が変更になります。手続きを教えてください。

A 13 年金受給者の転居等による住所変更については、市町村役場で住所変更の処理がされると、専用のネットワークを通じて共済組合の登録住所が変更されるため、共済組合への手続きは原則不要です。

ただし、登録住所の変更まで4～5か月ほどかかりますので、必ず郵便局で転送手続きを行ってください。

なお、年金受給開始前の住所変更については、「年金待機者異動報告書」を公立学校共済組合本部（〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 2-9-5）へ郵送してください。

「年金待機者異動報告書」の様式は、退職届書の様式と併せてお送りしているほか、公立学校共済組合茨城支部のホームページにも掲載しています。

Q 14 年金の振込先を変更したいので手続きを教えてください。

A 14 「年金受給者受取機関変更届」の用紙を郵送しますので、公立学校共済組合茨城支部（029-301-6366）または本部年金相談室（03-5259-1122）へ連絡してください。

#### 4 再就職に関すること

Q15 退職後に民間企業に再就職し、年金支給開始年齢に到達した今も引き続き働いています。年金は支給停止になりますか。また、停止された分の年金は、後から支給されますか。

A15 民間企業等で勤務している場合、老齢基礎年金（1階）及び経過的職域加算額（旧3階）、年金払い退職給付（新3階）については、全額支給されます。

老齢厚生年金（2階）については、再就職先での厚生年金制度への加入の有無によって異なります。

○厚生年金制度に加入する場合

年金月額と賃金（賞与を含む）の合計が48万円を超える場合、年金の一部または全額が支給停止となります。（48万円を超えた額の1/2が支給停止。）

支給停止された分の年金は、遡って支給されることはありません。

○厚生年金制度に加入しない場合

支給停止はありません。

※ 再就職し共済組合の厚生年金制度に加入する場合は、次のQ&Aを参照してください。

Q16 退職後、再就職により公立学校共済組合の厚生年金制度に加入し、年金支給開始年齢に到達した今も、引き続き働いています。

年金は支給停止になりますか。また、停止された分の年金は、後から支給されますか。

A16 共済組合の厚生年金制度に加入し勤務する場合、老齢基礎年金（1階）は全額支給されますが、経過的職域加算額（旧3階）及び年金払い退職給付（新3階）は、全額支給停止となります。

老齢厚生年金（2階）については、年金月額と賃金（賞与を含む）の合計が48万円を超える場合、年金の一部または全額が支給停止となります。（48万円を超えた額の1/2が支給停止。）支給停止された分の年金は、遡って支給されることはありません。

Q17 年金受給開始後に再就職し、公立学校共済組合の厚生年金制度に加入しました。年金関係で必要な手続きはありますか。

A17 公立学校共済組合の年金を受給している方は、お手元に「年金証書\*」があることを確認の上（提出は不要）、「年金受給権者再就職届書」を茨城支部へ提出してください。

この書類は、在職中の年金額の調整（Q&A15・16参照）のために必要なものです。提出がない場合、年金の過払いが生じ、後日返還していただくことになりますので、注意してください。

「年金受給権者再就職届書」の様式は、公立学校共済組合茨城支部のホームページに掲載しています。なお、他共済組合の年金を受給している方は、その共済組合の様式による再就職届書の提出が必要になりますので、公立学校共済組合茨城支部（029-301-6366）へお問い合わせください。

※ 公立学校共済組合の「年金証書」を紛失している場合は、併せて「紛失届」を提出してください。「紛失届」の様式は、公立学校共済組合茨城支部へお問い合わせください。

Q18 再就職し、雇用保険の被保険者になりました。再就職先を退職した後に雇用保険を受給した場合、年金は支給されますか。

A18 **65歳未満**の方は、老齢厚生年金（2階）と雇用保険の給付（失業給付の基本手当）を同時に受給することはできません。

年金の繰上げ支給を受けている方が雇用保険の給付（失業給付の基本手当）を受給する場合、繰上げ支給の老齢厚生年金は**全額支給停止**となります。

ハローワークで雇用保険の給付手続きを行う前に、雇用保険の支給額と繰上げ支給の老齢厚生年金の支給額とを比較し、ご自身の判断で手続きを行ってください。

なお、**65歳以上**で退職し、雇用保険の高年齢求職者給付金を受給する場合は、一時金であるため、同時に**年金の支給を受けることができます**。

雇用保険の各種給付については、ハローワークへお問い合わせください。

## 5 障害年金について

Q19 退職後、障害状態となったときは、障害年金を請求することができますか。

A19 障害の原因となった傷病についての初診日（初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日）及び障害状態となった日によって、請求の可否及び請求先が異なります。

○初診日が在職中の場合

障害認定日に障害状態となったとき	共済組合へ請求
障害認定日に障害状態でなくても、65歳の誕生日の前々日までに障害状態となったとき	共済組合へ請求
障害認定日に障害状態でなく、65歳の誕生日の前日以降に障害状態となったとき	老齢年金の受給権が発生しているため、障害年金の請求はできません

○初診日が退職後の場合

65歳の誕生日の前々日までに障害状態となったとき	管轄の年金事務所へ請求
65歳の誕生日の前日以降に障害状態となったとき	老齢年金の受給権が発生しているため、障害年金の請求はできません

※ 障害認定日：原則として、初診日から起算して1年6か月を経過した日

※ 老齢年金を繰上げ請求した場合は、取り扱いが異なることがありますので、請求先へお問い合わせください。

Q20 障害年金は、どのような障害が対象になりますか。

A20 日本年金機構ホームページの「障害等級認定基準」を参照してください（障害者手帳等の障害等級とは異なります）。

障害年金の請求時に提出いただく診断書によって、障害等級の認定が行われます。

共済組合へ請求し、障害等級3級以上と認定された場合、共済組合から障害厚生年金が支給され、障害等級1級または2級と認定された場合は、障害厚生年金に合わせて、日本年金機構から障害基礎年金が支給されます。